

平成29年度

第69回 中小企業団体全国大会の要望事項

東海・北陸ブロック中小企業団体中央会

編集：石川県中小企業団体中央会

# 1 総合・組織

## 1. 景気対策及び中小企業対策・中小企業連携組織対策

1. 地域経済と雇用を支える中小企業・小規模事業者が安定した企業経営を行えるようスピード感を持った切れ目のない景気対策、具体的かつ効果的な経済対策を講ずること。
  - (1) 日本経済は緩やかな回復基調が続いているものの、国内経済を支える個人消費や設備投資に力強さを欠く状況であり、国内需要を喚起する果敢な景気対策を講じること。
  - (2) 地域の実情に応じた適時・適切な景気対策を実施すること。
  - (3) 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の速やかな発効を図るとともに、EUとの経済連携協定や東アジア地域包括経済連携協定（RCEP）の早期妥結を目指す取り組みを加速し、中小企業の海外展開を推進する環境を整備すること。
  
2. 中小企業対策・地域中小企業支援対策の拡充
  - (1) 中小企業支援施策は、地域経済を支える中小企業の成長を強力に後押しするとともに、地域の実情に応じて適切で分かりやすい施策とすること。とりわけ、全体の9割を占める小規模事業者の意欲ある取り組みを強力に支援すること。
  
3. 中小企業連携組織対策の充実・強化
  - (1) 中小企業連携組織を育成・支援するため、中小企業連携組織対策予算を大幅に拡充すること。
  - (2) 小規模事業者持続化補助金においては、組合が対象外となっている。特に、企業組合については、根拠法は違うものの株式会社と同様の性格を有している法人であるため、小規模事業者持続化補助金においては組合も対象事業者とすること。また、中小企業、小規模事業者を対象とする補助金等については、組合を対象から除外することのないよう配慮すること。
  - (3) 小規模企業振興基本法による小規模企業者に対する支援策の拡充に伴い、小規模企業者で組織する組合等についても各種補助金の補助率を引き上げるなど、早急に支援の充実を図ること。
  - (4) 事業協同組合をはじめとする中小企業連携組織は、生産性の向上などに大きな役割を果たしていることから、中小企業連携組織対策を中小企業対策の重要な柱として位置付け、拡充するとともに、同対策の実施を担う中小企業団体中央会の指導體制を強化し、中小企業等協同組合法などによる連携組織を積極的に支援できるよう十分な予算措置を講ずること。
  - (5) 中央会のコーディネート機能を強化するため、中央会指導員の資質向上を強力に支援すること。

## 2. 官公需対策

国は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）並びに毎年度出される「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づき、中小企業者並びに官公需適格組合への官公需発注の増大に努めること。

また、より一層の官公需施策の充実・強化を図るとともに、中小企業向け官公需施策の適切な運用を図るため、次の対策を講ずること。

- (1) 官公需適格組合は、官公需の受注体制が整備されていることを中小企業庁が証明した組合

- であることから、国だけではなく、地方公共団体も発注に際して優先的に活用すること。
- (2) 適正価格での受注確保のため、国等は最低制限価格制度を導入するほか、著しい低価格による落札が行われないよう低入札価格調査制度を積極的かつ適切に運用すること。
  - (3) 採算度外視で入札する事業者を防止するため、競り下げ方式（リバース方式）による入札は廃止すること。
  - (4) 少額随意契約制度を活用できることを定めている「予算決算及び会計令」並びに「地方自治法施行令」の実効性を高めるとともに、その適用限度額を大幅に引き上げること。
  - (5) 地方公共団体に対しても国と同様の「契約の方針」で示した中小企業者向け発注目標金額及び目標割合の策定を義務付け、契約実績の確保に努めること。
  - (6) 防災・減災に向けた取り組みとして自治体と災害協定を結んでいる中小企業組合とは、官公需契約を締結するなど業界の支援に努めること。
  - (7) 地方公共団体等の発注者に対して、官公需施策及び地元中小企業者への理解を深めるように指導を強化すること。

### 3. 情報化支援の拡充・強化（IT化）

- (1) 中小企業並びに中小企業組合へのIT化のためのハード面（情報機器導入資金補助等）・ソフト面（情報担当者育成、システム開発支援等）の支援体制を拡充・強化すること。
- (2) 個人情報保護法への対応、情報セキュリティ対策に対する一層の支援を拡充すること。
- (3) IoT、AI、ビッグデータについて、中小企業においても活用できる事例の収集や共有、導入のための助成制度や優遇措置の拡充や創設、さらには、高度で専門的なITスキルを習得できるような人材育成研修・教育の充実などに対する支援を充実すること。

### 4. 組合士制度

中小企業組合士の社会的地位と資質向上を図るため、中小企業組合士制度の積極的な振興策を講ずること。

### 5. 組合制度

- 中小企業組合が景気の変動に対応し継続して活性化するとともに、組合員の経済活動の促進を図り円滑な組合運営を行うため、次の組合制度を改善すること。
- (1) 員外利用制限を緩和すること。
  - (2) 出資制限が新たな事業活動の実施を困難にしている組合等の1組合員の出資制限を緩和すること。
  - (3) 指名推選の方法による選挙方法の採用並びに候補者の同意に要する条件を、「出席者の3分の2以上の同意」で実施できるよう緩和すること。
  - (4) 円滑な組合事業推進を図るため、商店街振興組合における員外理事の制限を緩和すること。
  - (5) 事業協同組合及び商店街振興組合等の設立要件を緩和すること。

### 6. 建設関連業種への支援

1. 建設業は、地域の社会資本を整備し、住民の安全・安心な暮らしを守るため、また、雇用を創出し、地域経済を発展させるため不可欠な産業である。その担い手になるのが地元根付いた中小企業であり、健全な経営が維持できるよう公共事業予算を安定的に確保すること。

2. 公共工事の減少により、ダンピング（不当廉売）に近い状況での受注を強いられているため、最低制限価格の引き上げを行うこと。
3. 中小建設事業者並びに建設関連事業者が、公共工事の削減に対応するために行う経営革新及び経営基盤強化に対し各種支援策を講ずること。

## 7. 電気工事関連業種への支援

1. 2020年4月より電力会社の発電部門と送電・配電部門を法的に別会社に分離する、改正電気事業法の第三段階の改革については、電力会社等が長年培ってきた技術力や現場力が損なわれるリスクを抱えており、もっと慎重な議論と研究が必要であることから反対する。
2. 快適な社会生活を営むうえで必要不可欠な電気について、安全で安心な使用を担保する電気工事業の業務適正化を図るため、早急に規制措置を講ずること。

## 8. BCP対策

BCP（事業継続計画）の策定やBCM（事業継続マネジメントシステム）構築について、中小企業組合等を通じた計画策定に対する助成等の支援策を講ずること。

## 9. 有害物質除去への支援

国・県等行政の指導により、防火対策としてアスベストを使用して建設した中小企業組合等の共同施設におけるアスベストの除去や囲い込み工事への支援措置、及びPCB（ポリ塩化ビフェニール）の処理への支援拡充など、有害物質除去に対して支援を行うこと。

## 10. 地域資源の活用支援

地域資源を活用し、地方経済の実態に即した景気対策を実施するため、以下の支援を講ずること。

- （1）地産地消の推奨を図るため、公共物件における地域産材等の使用の制度化すること。
- （2）農・商・工連携や地域ブランド等の魅力ある地域資源の活性化支援策を拡充・強化すること。
- （3）訪日客による消費拡大等、地域資源の海外展開に関する支援策を拡充・強化すること。
- （4）国産木材の安定供給、活用促進のための支援策を拡充・強化すること。

## 11. 中小企業の海外販路開拓支援の強化

国内中小企業が今後とも成長・発展を遂げるには、アジア諸国をはじめとする海外市場を取り込んでいく必要があるため、経験が乏しい中小企業が海外展開に取り組むうえで必要な情報やノウハウの提供、フィージビリティスタディやプロモーション活動などについての支援策を積極的に努めること。

## 12. 地籍調査の迅速な推進

地籍調査は、中小企業の土地取引等におけるトラブルの防止やまちづくりの推進、さらには地震等の災害復旧を円滑に行うために必要な調査であるが、進捗率が低いため迅速な実施について必要かつ十分な予算措置及び職員の確保策を講ずること。

**13. 後継者育成・事業承継対策**

1. 中小企業の後継者育成に関する支援策を拡充・強化すること。
2. 中小企業の持続的な発展を促進するため、事業承継に関する支援策を拡充・強化すること。
3. 後継者育成・事業承継・企業の合併買収など中小企業の存続に関する情報提供及び相談体制を強化すること。

**14. 補助金に係る収益納付制度の見直し**

ものづくり補助金等の補助金事業においては、研究開発による新商品・新サービス開発や設備投資を行ったことにより、事業終了後、販売して収益を上げた場合に補助金額を上限として納付する仕組みになっているが、この制度は、事業者には過度の負担となり、補助金への応募意欲を失わせているため、制度を見直すこと。

**15. 登録基幹技能者の優位性の確保及び国家資格化**

登録基幹技能者制度は、現場の技術水準の向上や効率的な作業遂行に寄与するが、認定によるメリットが少なく更新者が減少しているため、登録基幹技能者の優位性の確保及び国家資格化を図ること。

**16. 「中古自動車販売士」の国家資格化**

中古自動車販売士制度は、販売員の資質向上により業界全体のレベルアップに貢献するため、中古自動車販売士の地位向上のため、国家資格化すること。

**17. 多様な燃料ステーションの設置推進**

国は、燃料電池自動車の本格的な普及を進めており、各地で移動式水素ステーションの設置等が進められているが、ガソリン、PHV、水素を兼ね備えた燃料ステーションの設置を促進するための支援策を講じること。

## 2 金 融

### 1. 中小企業金融対策

1. 金融機関への指導継続と中小企業への円滑な資金供給体制の確立
  - (1) 金融機関に対し、中小企業融資における金融検査マニュアルに基づき財務状況だけでなく技術力、販売力や成長性等経営実態を重視するよう指導を継続すること。
  - (2) 金融商品の特性を十分に説明するなど中小企業者へのきめ細かなコンサルティング機能を一層発揮し、中小企業の資金調達に支障を期たさないよう総合的な対策を継続して行い、中小企業への円滑で迅速な資金供給体制を確立すること。
  - (3) 従来型の産業に対しても金融機関の目利き能力により資金の供給を図り、地域の資金は地域で回し雇用対策に繋げること。
2. 経済対策に呼応した融資条件の緩和等中小企業金融対策の一層の充実
  - (1) 国内産業の空洞化、技術流出に伴う日本企業の国際競争力の低下を食い止める抜本的な経済対策を継続・拡充するとともに、中小企業者及び小規模企業者にも、迅速かつスムーズな融資制度を創設するなど金融対策の更なる充実を図ること。
  - (2) 中小企業を支援するための各種金融対策において、長期間の融資、元金返済の据え置き期間の延長、信用保証に過度に依存しない融資の実現を図ること。
  - (3) 金融庁は、各金融機関において「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用を監督し、融資慣行として浸透・定着を図ること。また、流動資産担保融資保証制度（ABL）や売掛債権担保融資等、不動産担保や経営者の個人保証を求めず、個人保証を免除・猶予する特例制度において、制度利用時の加算利率の上乗せをしないこと。
  - (4) 法律の改正等により資金需要が生じている中小企業に対し新たな金融措置を講ずるとともに、政策金融で対象業種外とされている業種についても、環境対応への資金融資など目的により対象とするなど柔軟に対応すること。
  - (5) 既往貸付についても、中小企業者及び小規模企業者の経営資産を把握して条件緩和を図るなど、中小企業金融対策の一層の充実を図ること。
  - (6) 国産製品の購入資金の借り入れや事業協同組合が行う転貸融資に優遇金利を設定する等、国内産業に特化した地域密着型の金融政策を講ずることで、国内及び各地域の景気浮揚を図ること。

### 2. 政府系金融機関の更なる機能強化と融資制度の拡充

1. 中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、商工中金及び日本政策金融公庫の果たす役割がますます重要になってきていることから、中小企業の状況を的確に把握し、実情に合った事業を展開するなど機能の強化を図るとともに地域の中核となる中小企業、中小企業組合や地域資源を活用する企業連携体を支援するため、融資制度を拡充すること。
2. 資金提供の円滑化を図るため低金利への優遇措置を行うとともに、急激な経営環境の変化に対応するべく貸付枠の拡大を行い、統一的な運用ができるようにすること。
3. 商工組合中央金庫並びに日本政策金融公庫が行う、セーフティネット貸付制度をはじめとす

る融資制度については、時限的でなく恒常的に行うこと。

### 3. 信用補完制度の充実

1. 信用補完制度については、企業の信用リスクに応じた信用保証のあり方を見直し、不動産担保や人的保証に過度に依存しない無担保融資・保証による融資制度の延長、対象業種の拡充及び貸付枠の拡大と中小企業の返済履歴を考慮した保証料率の引き下げ等の優遇措置を図り、震災復興のための資金については保証料率の更なる引き下げを図ること。
2. 保証審査期間の短縮や迅速な手続き、事務の簡略化、各種保証制度のPRの充実等を図り、中小企業者及び小規模企業者の資金調達の円滑化を図ること。
3. 信用補完制度における責任共有制度により、金融機関の中小零細企業に対する貸し渋りの再燃など中小企業金融の円滑化に支障が生じることのないようその動向について注視し、金融機関に対し適切な対処を行うこと。
4. 信用保証協会のセーフネット保証は資金調達力の弱い中小・小規模事業者をサポートする重要な施策であるため、信用保証協会の基金補助金の確保及び信用保険向け政府出資金を確保すること。

### 4. 高度化融資制度の弾力的運用

1. 高度化資金融資は、中小企業基盤整備機構が都道府県と一体となって資金面から支援する制度であるが、手続きに相当な期間を要するため、スピード感をもった貸付ができるよう中小企業基盤整備機構が独自で貸付を行うことが出来る方式を構築するなど拡充強化を図ること。
2. 高度化資金の返済について、組合の運営は組合員の減少等により非常に厳しい状況にあり、当初の返済期限や返済額を履行できない組合が多数出てきているので、返済条件の緩和について一層弾力的に運用すること。

### 5. 金融円滑化法の期限到来後の対応

1. 中小企業金融円滑化法の期限到来後、金融機関によるコンサルティング機能による出口戦略が講じられたが、一過性のものとせず、継続した支援を講ずること。

### 6. 中小企業倒産防止共済制度の見直し

中小企業倒産防止共済制度は、取り引き先の倒産・廃業など貸し倒れリスク及び連鎖倒産を防止する備えとして意義ある制度であるため、次の見直しを行うこと。

- (1) 共済金貸付額の10%を掛金総額から控除する制度は負担が大きいため、廃止すること。
- (2) 共済に加入して間もない時期でも、取引先の突発的な倒産に対して貸付が受けられるよう6ヶ月未満の貸付制限を見直すこと。

**3 税 制****1. 消費税**

1. 消費税率の引き上げは、あくまで社会保障強化のために実施するものとし、中小企業の厳しい経営環境に配慮し、二重課税の排除、軽減税率適用対象の拡大、中小企業における事務処理等の負担軽減措置等、十分な対策を講ずること。
2. 特別措置法で時限的に認められている消費税の外税表示を恒久化すること。
3. 消費税の適正かつ円滑な価格転嫁を図るため、違反行為に対しては引き続き監視と摘発を徹底すること。
4. 現在、免税事業者については課税売上高が1千万円以下、簡易課税制度については課税売上高が5千万円以下の事業者に対して適用されているが、零細事業者の事務負担を考慮しこの制度を維持すること。
5. 消費税10%の引上げについては、平成31年10月に再延期されたが、軽減税率とインボイス制度は、中小企業に煩雑な事務負担を強いることになるため、導入にあたっては中小企業者に混乱を与えないよう配慮すること。

**2. 法人税**

1. 国際競争力の向上を図り、国内投資や雇用創出を促進するため、中小企業の成長を第一に、法人税率の更なる引き下げと中小法人に対する軽減税率の延長・引き下げを図ること。また、その適用所得範囲を撤廃すること。
2. 中小企業組合及び中小企業の法人税率を引き下げ、中小法人軽減税率の適用を「資本金3億円以下」に引き上げること。
3. 企業組合及び協業組合の法人税率を引き下げること。
4. 収益の悪化している中小企業の経営を支援するため、欠損金の繰戻し還付制度において、通算できる期間を前3年に拡充すること。また、欠損金の繰越控除期間の延長を図ること。
5. 法人実効税率引き下げに伴う代替財源として、外形標準課税の中小企業への適用拡大や中小法人向け租税特別措置の廃止は、依然として厳しい経営環境にある中小企業に一層の負担を強いることになるため行わないこと。

**3. 同族会社・事業承継税制**

1. 同族会社の留保金課税制度は、中小企業が自己資本の蓄積を行い経営基盤の充実・強化を図ることを阻害するものであり、廃止すること。

2. 事業承継については、中小企業が事業基盤を損なうことなく、後継者への円滑な事業を承継し発展できるよう、非上場株式の評価額を原則額面とするなど、自社株や事業用地の評価方法についての見直しを含め、納税猶予制度の更なる充実を図ること。

#### 4. 揮発油税、軽油引取税

1. 揮発油税、軽油引取税において、当分の間として措置されている特例税率（旧暫定税率）を早急に廃止すること。

2. 中小企業の経営の安定のため、軽油引取税の課税免除措置について恒久化を図ること。

#### 5. 中小企業投資促進税制

中小企業の思い切った設備投資を可能とし、生産性の一層の向上を実現するため、新分野進出の際の税制優遇を含め、中小企業投資促進税制及び経営強化税制の更なる拡充を図ること。また、本税制について恒久化を図ること。

#### 6. 自動車関係税制

1. わが国の自動車関係諸税については、税負担が複雑で過重となっており、さらに、消費税率の引き上げに伴い一段と税負担が重くなっているため、自動車関係諸税を整理し、軽減すること。

2. 課税根拠を失ったガソリン税等の特例税率は廃止すること。

3. 揮発油税は、消費税との二重課税であることから過重な税負担を見直すこと。

4. 低年式自動車に対する自動車税のあり方を見直すこと。

#### 7. 事業所税の廃止又は軽減措置の拡大

政令指定都市や人口 30 万人以上の指定市などに課せられている事業所税の廃止、又は床面積 1,000 平方メートル以下の資産割、従業者数が 100 人以下である場合の従業者割の非課税範囲の拡大など、負担軽減措置の拡大を図ること。

#### 8. その他中小企業・中小企業組合税制の充実強化

1. 「地球温暖化対策のための税」、いわゆる環境税の導入により、全化石燃料に対してCO<sup>2</sup>排出量に応じた税率が石油石炭税に上乘せされているが、中小企業者において過度の負担増とならないよう、免税・還付措置等の負担軽減措置を講ずること。

2. 異常危険準備金は租税特別措置法上、火災等共済組合の「火災共済」のみ損金算入が可能であるが、他の「共済」についても同様の取り扱いとすること。

3. 退職給与引当金及び賞与引当金の損金算入ができれば、中小企業の内部留保が増え、従業員の福利厚生の実現や経済活力を取り戻すことにつながるため、制度を復活させること。

4. 役員報酬の損金算入には、定期同額給与や事前確定届出給与など厳しい制約が課せられているが、経営基盤が不安定な中小企業の実態を踏まえ、役員報酬を弾力的に改訂でき、損金算入できる制度にすること。
5. 自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）の償却年数を、現行の5年から3年に短縮すること。
6. 消費の拡大を通じて経済活性化を図るため、資本金1億円以下の中小法人の交際費について年800万円まで損金算入できる時限措置（平成30年3月末まで）を恒久化すること。
7. 電力多消費産業に適応されている再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免制度の見直しについては、企業の負担増となり、国際競争力の低下につながるため、実施しないこと。
8. 鉄筋コンクリートや鉄骨鉄筋コンクリート造りのホテル・旅館の固定資産税評価における最終残価率到達年数が50年から45年に短縮されたが、未だ大きな負担となっているため、さらなる短縮化を図るほか、法人税に準じた固定資産税の減免又は免除など見直しが確実に実施されること。
9. 省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備は、導入に係る初期コストが高いことや投資回収年数が高いことが課題となっているため、環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）の適用期限をさらに延長するとともに対象設備を拡大するなど制度の強化を図ること。
10. 緑地帯や公共・公益性のある共同施設などへの固定資産税の軽減制度等、中小企業と地域にとって真に実効ある固定資産税の負担軽減のための措置を講ずること。

**4 商業****1. まちづくり、中心市街地活性化**

1. 極めて厳しい状況下にある商店街の活性化を図るため、商店街関連予算の拡充を図るとともに、地域社会を支えまちづくりの担い手でもある商店街の自助努力を支援するため、来客誘致のための集客イベントの開催や駐車場対策など地域住民の利便性向上に向けた支援策を一層充実すること。
2. 人口減少が深刻化する中で、地域の活性化を図るため、改正まちづくり三法の趣旨に沿った機能的なまちづくりの推進と中心市街地の再生を図る取り組みを強力に推進すること。
3. 中小商業の経営改善や事業承継を円滑に進めるための専門家派遣の継続・拡大を図るとともに、中小企業組合等に対し、後継者育成等のための支援策を講ずること。
4. 賑わいあるまちづくりの推進と中心市街地の再生に一層の支援を拡大すること。
5. 公共・公益性のある共同施設（アーケード、駐車場等）は地域の活性化、地域社会の維持・発展に大きな役割を担っており、その設置、維持管理の費用に対する助成制度を拡充・強化するとともに、これら施設に係る固定資産税等の負担軽減措置を講ずること。
6. 自然発生的な商店街が人口減少や後継者難から疲弊している中で、地域商業者で構成する共同店舗は、地域に残された唯一の人工商店街であり、商店街の空き店舗対策など商店街組織に対する支援施策の対象に共同店舗を明確に位置づけ、空きスペースの入居費（賃貸料）や改装費等の助成制度を創設すること。
7. 地域の商店街が新たな事業に取り組むにあたり、それらを統括できる人材、また事業推進にあたり外部機関への申請手続きや折衝等を行うことができる人材を恒常的に育成する制度を創設すること。
8. 高齢者等の買い物弱者に対する支援策として、地域密着型の機動性のある地元商店街組織、商業者施設及び中小の流通事業者を活用すること。
9. 個店の集まりである商店街では、店舗ごとに免税手続きを行うことが難しいため、商店街でまとめて免税手続きを行う一括カウンター設置に対する支援制度を充実すること。
10. 低迷を続ける個人消費を拡大し、地域経済の好循環をより確実にするため、平成 26 年度補正予算により地方創生交付金で実施し大きな成果があった「プレミアム商品券」の発行など、効果的な個人消費喚起策を講ずること。

**2. 大型店等に対する適正な規制・指導の強化**

1. 大規模集客施設の郊外開発行為に対して、厳格かつ適正に対処するため、土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定を促進すること。

2. 大型店や大資本チェーン店、地権者などに商店街組合への加入や、地域交流、商店街活動及び社会貢献への積極的な協力を求める地域貢献条例等の制定を促進すること。

### 3. 公正な競争環境の整備・下請取引の適正化

中小小売業は大手量販店との価格差により経営が悪化し続け、将来展望が拓けない状況となっているので、公正取引委員会はこのような中小小売業の現状を直視し、「独占禁止法」や「業種別ガイドライン」等を厳正に適用し、不当廉売・不当表示等の不正な取引に対し迅速かつ実効性のある処分を行うこと。

### 4. 中小企業物流対策支援

1. 安心・安全な輸送手段の確保のため、高速道路等の修繕・保守・再整備を強化すること。
2. 流通・物流業界において、賃金見直しを含めた待遇改善を図るためにも、輸送距離における運賃価格の最低料金制度を創設し、適正価格で輸送取引ができるようにするとともに、助成制度を拡充すること。
3. 車両制限令違反取り締まりのため導入されている自動軸重計の計測結果については、降雪等路面状況やブレーキの有無等による誤差を考慮し、一律での運用は行わないこと。また、運送事業者が積載状態を確認できない国際海上コンテナ輸送や鋼材輸送に関しては、荷主の責任を強化すること。

### 5. 高速道路割引制度

1. 平成26年4月より高速道路通行料金の新割引制度が開始され、主に業務目的で高速道路を利用する機会の多い車両を対象とする大口・多頻度割引は、経済対策による激変緩和措置（車両単位割引率が10%加算され最大40%）が平成28年12月末まで全車両に適用されていたが、平成29年1月からETC2.0車載器の搭載車に限っての適用となるため、全車両に激変緩和措置を適用すること。
2. 平成26年4月の高速道路料金割引制度の見直しにより、事業者の輸送コストが増加している。小規模事業者の輸送コスト削減はもとより、「休日上限1,000円制度」などの、観光需要を喚起し地域活性化を促すような多面的な割引制度となるよう再度見直すこと。
3. ETCマイレージポイント還元率を拡大すること。
4. ETCコーポレートカード利用による平日朝夕割引の割引対象となる地方部最大100Kmまでの走行分について大口・多頻度割引の割引対象走行にすること。
5. NEXCO（東・中・西高速道路会社）はETC2.0サービスを普及するため、ETC2.0に対応する車載器購入費を助成する支援制度が設けられたが、ETCコーポレートカード以外の利用者に対する助成枠を拡大すること。

6. 事業協同組合等が行う共同精算事業において、E T Cコーポレートカードの利用約款の変更により、違反点数の累計期間が3ヶ月から2年に延長されるなどにより利用停止措置が厳しくなったが、組合が組合員の運行管理に対する監督には限界があるので、見直すこと。

## 6. 観光対策

1. 中小企業に勤める従業員等が、計画的に有給休暇を取得できるような環境作り並びにリフレッシュ休暇取得の喚起を国が積極的に努め、国民の観光旅行の参加機会を増大させること。
2. 耐震改修促進法の改正により、不特定多数の者が利用する大規模な建築物は、耐震診断を受け耐震補強しなければならないが、ホテル・旅館は耐震改修に係る負担が大きいので、事業者負担を最大限軽減するための制度を確立すること。
3. 現行の温泉法では、新たに温泉を掘削するには許可が必要であるが、これを拒む理由がなければ、許可せざるを得ないのが現状であり、誰でも温泉掘削が可能となる状況では泉源が枯渇する恐れがあるため、早急な対応策を図ること。
4. 入湯税については、その用途を「観光振興」と「温泉資源の保護」の2点に限定すること。
5. 観光立国実現のため、国内旅行経費の支出について一定の所得控除措置を講ずること。
6. インバウンド（訪日外国人旅行者）の増加を促進する施策を強化すること。
7. 旅館業の生産性向上を強力に推進する施策を講ずること。
8. 旅館における外国人雇用業務を緩和すること。
9. 街中にある大型建築物（旅館等）の活用策及び空き店舗への起業・創業に対する支援策を講ずること。
10. 国家戦略特別区域における旅館業法の特例である民泊（国家戦略特別地域法第13条）については、旅館・ホテルなど旅館業法の対象となる事業を圧迫しないよう適切な運用を図ること。
11. 自宅やマンション空き室などに有料で宿泊させる民泊事業については、「住宅宿泊事業法」が定められルール化されたが、地域の生活環境を悪化させたり、旅館・ホテルの事業経営を圧迫する恐れのある無届事業者について取り締まりなどを徹底することとともに、国が地方自治体へ条例による規制についても指導し、安心・安全・衛生を守り、地域の実情に十分配慮した運用となるよう徹底すること。
12. まちの魅力を高めるとともに、観光振興を図る施策として旅行者の回遊性を高める商店街や個店の広告・案内などに対し支援策を講ずること。

## 7. インターネット販売の振興支援

インターネット販売の振興にあたっては、消費者保護の観点から商品特性に応じた品質や取引方法における安全・安心確保を図るルールづくりを行うとともに個人情報保護法・番号利用法（マイナンバー法）が中小企業の経営負担にならないよう、支援策を講じること。

## 8. 団地の再整備に係る支援策の創設等

卸商業団地などの団地は地域の産業や雇用を支える存在であり、災害時の防災拠点としての機能も有していることから、再整備に対して支援を行うこと。

## 9. 取引慣行の見直しによる適切な工賃の確保

自動車修理業においては、自動車所有者から事故車の修理等を受注し、自動車所有者が保険契約する損保会社との交渉により修理等の工賃（技術料）を決定しているが、損保会社が示した指数制度方式での価格が車体整備業界の基準として採用され、本来かかるべき工賃（技術料）が削られてしまうことがほとんどであり、損保会社の下請け的な立場にある修理業者はこれに従わざるを得ず、適正な取引とは言えない状況にある。

平成31年10月に消費税率が10%となった場合、さらに修理業者の経費負担が増え、経営を圧迫する恐れがあることから、適正な取引により工賃が確保されるよう措置をすること。

**5 労働****1. 雇用・労働施策の拡充**

1. 国は、中小企業が障害者雇用を促進するため、「障害者初回雇用奨励金」により支援しているが、支援の対象は支給申請時点で雇用する常用労働者数が 50 人～300 人の事業主と規定している。障害者雇用を促進するためには、初めて障害者を雇用する中小企業の増加が必要であることから、常用労働者が 50 人未満の事業主も対象とするよう改善すること。
2. 急速な少子高齢化が進展する中で、貴重な労働力である若者や女性がその能力を発揮するためには、働きながら育児ができる環境を整備する必要があるため、認可保育所においては、土・日曜日保育の実施と延長保育時間の拡充や病児保育に対応することを認可条件にするとともに、保育所に対して必要な経費を支援すること。
3. 働き方改革実現会議において決定された「同一労働同一賃金」「長時間労働の是正」を柱とした実行計画は、中小企業にとって過度な負担とならないようにすること
4. 定年延長や継続雇用の延長など高齢者の雇用環境整備に取り組む小規模・零細事業者に対し積極的な支援策を講じること。
5. 中小企業にとって貴重な戦力であるパートタイム女性が、就業調整を意識しない環境を整備するため、所得税・住民税の非課税限度額及び社会保険の適用年収基準を見直すこと。

**2. 中小企業の雇用対策**

1. 雇用対策の推進に当たっては、地域中小企業の雇用実態を十分に把握し、中小企業にとって活用しやすい雇用対策並びに労働環境整備のための新たな助成制度等の措置を講ずること。また、若者、女性、高齢者等の総合的な就業対策を強化、推進し、中小企業においても若年者や高齢者等の採用・確保への環境を整備し、支援を強化すること。さらに、日本のものづくり技術を継続、発展させるため、産業労働人口の減少対策として、長期的視野に立った支援策を講ずること。
2. 地域産業を支える製造業・建設業等の技能者の育成、技術・技能継承への支援を強化するとともに、人材育成機関としての中小企業組合に対する支援・助成策を講ずること。また、技能検定制度の拡充を強力で推進すること。
3. 「月 60 時間超の時間外労働への割増賃金率（50%）」については、中小企業への猶予措置が平成 31 年 4 月 1 日に廃止されることになったが、取引先等からの急な発注に対応しなければならない中小企業にとってその対応は非常に困難な状況にあることから、支援策を講ずること。

### 3. 最低賃金制度

最低賃金の見直しにあたっては、地域最低賃金審議会の自主性を尊重し、地方の中小・零細企業の経営状況や雇用実態、支払い能力等の把握に努め、中小企業の生産性向上の進展状況を踏まえた上で慎重に行うこと。

また、最低賃金制度を見直し、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金を一本化すること。

### 4. 社会保障制度

1. 社会保障制度については、そのあり方に対する国民と企業の不信感を取り除くため、将来的に安定した制度の確立に取り組むこと。また、社会保険料の安易な引き上げによって、中小企業の活力の維持・発展を阻害することがないように十分配慮するとともに、中小企業の経営実態に即した社会保障制度の改革と保険料の負担率の見直しを早急に進めること。

2. 協会けんぽの安定的な財政運営による保険者機能の強化を図るとともに、中小企業及びその従業員の負担増につながらないように、国庫補助率を本則どおり補助すること。また、それぞれの健康保険者への公費負担の拡充をはじめとする高齢者医療の負担や保険料率の設定のあり方を見直すこと

3. 平成 26 年 4 月 1 日に厚生年金基金制度の見直し等を目的とした改正厚生年金保険法が施行され、「厚生年金基金」の大多数が解散を余儀なくされる。基金の解散時には、国への代行割れ返金額を各加入企業の加入者数により負担することとなっているが、収益性の乏しい中小企業にとっては負担が重く、負担軽減措置を講ずること。

### 5. 教育・人材育成

1. 大都市圏への人口の一極集中を是正し、地域に必要な人材を呼び込み、地方の中小企業の人材確保を促進するため、U I J ターン等に係る各種助成を創設・拡充すること。

2. 中小企業にとって、大学等新規学卒者をはじめ、将来を担う優秀な人材の確保や定着・育成は大きな課題となっているため、高等教育機関との連携を密にし、組合等連携組織などを通じた人材の確保・定着を支援するとともに、第 10 次職業能力開発基本計画に基づき職業訓練や職業能力評価等を着実に実行して、中小企業の持続的な雇用と技術・技能継承のための取り組みを強力に支援すること。

### 6. 外国人技能実習制度

外国人技能実習制度が効果的かつ円滑・適法に実施されるよう、次の措置を講ずること。

(1) 新外国人技能実習制度について、趣旨・目的を踏まえ、監理団体にとって過度な規制強化とならないよう、適正な実施と制度運用の監視を行うこと。

(2) 現在の技能実習 2 号移行対象職種は、74 職種 133 作業と限られた範囲であることから、中小企業の雇用状況に対応した対象職種・作業を随時追加拡大すること。

(3) 移行対象職種以外の職種においても、受入人数枠拡大などの措置を講ずること。

(4) 失踪者が増加する中で、監理団体に対する監督や法規制の強化だけでなく、警察と入国管理局とが連携を強化し、不法滞在者の取締の徹底など失踪対策を講ずること。

- (5) 外国人技能実習機構を通じて行う監理団体に対する許可、実習実施計画の認定、実習実施者の届出等の手続が円滑に行われるよう提出書類の簡素化を図ること。
- (6) 外国人技能実習制度において、技能等を修得した実習生が本国に帰国した後に企業とのマッチング等の就職支援を受けられる体制を構築すること。

#### 7. 労働関係法令の見直し

労働基準法をはじめとする種々の労働関係法令の見直しについては、中小企業における雇用実態等に配慮し、検討すること。

#### 8. 長時間労働抑制のための諸対策に係る補助・助成の拡充

運送事業におけるドライバー等の労働者が携わる現場においては、発着現場における荷待ち時間が長時間化している実態から、国は、優位性のある顧客等運送利用者に対し、適正な取引環境となるよう法を整備すること。また、長時間労働抑制が促進されるよう、中小企業に対する労働時間の短縮を支援する助成金の拡充等を講じること。

**6 工業****1. ものづくり支援対策**

1. 通称「ものづくり補助金」については、中小企業・小規模事業者の設備投資意欲の促進、事業の多角化、経営意識の変革等、地域の産業社会を活性化する役割を担っており、事業を通じて開発した試作品等の商品化等をより確実なものとするためにも、本事業を恒久化すること。
2. ものづくり・商業・サービス革新補助金は、平成27年度補正予算から補助金の取り扱いとなったが、ものづくり補助金の継続にあたっては基金造成での執行とし、事業実施者にとって十分な事業実施期間を確保すること。
3. ものづくり補助金などの各種補助金等の施策は拡充されているが、その申請手続きが煩雑で中小零細企業には難しく、出来るだけ簡潔な申請書類とすること。
4. 中小・小規模事業者によるIoT、AI等、革新的技術への取組みに対する支援を行うこと。
5. 知的財産の係争に対する環境整備を図るなど中小製造業者等の知的財産活動に対する支援を拡充すること。

**2. 環境・エネルギー**

1. 中小企業が取り組む、環境配慮型の経営、製品開発、新技術の導入及び新素材開発に対する助成・支援制度の拡充を図ること。特に、「エコアクション21」の周知を強化するとともに、認証取得事業者への税制面、補助金支援等の優遇制度を創設すること。
2. 中小企業が取り組む環境保全義務対策（緑化・騒音・水質・PCB・アスベスト除去等）に対する助成の拡充を図ること。
3. 土壌汚染対策にかかる調査及び除去等の措置については、中小製造業者等の過度な負担とならない措置とするとともに、技術開発や経済的支援の抜本的拡充を行うこと。
4. 中小企業者がJ-クレジット制度を活用する場合、税制や資金等について優遇措置を講ずること。
5. エコリース促進事業補助金は、再生可能エネルギー設備や低炭素機器をリースで導入した際リース総額の2～5%を補助する制度であり、積極的な設備投資を行う上で有効な手段であるが、今年度から工作機械等一部が除外されたため、対象機器の復活と予算の増額を行うこと。

**3. 原油・原材料高騰への支援策の強化**

1. 為替変動を背景とした原油・原材料価格が不安定に推移する中、中小企業にとっては調達コスト、物流コストの変動により、経営の安定化に影響を与えている。原油、原材料、電力等の資源・エネルギーの安定供給並びに価格の適正化のため、総合的な資源・エネルギー支援策を

推進すること。

2. 中小企業は、燃料・原材料価格を徹底したコスト削減や省エネ対策を講じ、上昇分を補うべく自助努力を行っているが、限界があるため、国は価格上昇分を円滑に価格転嫁できるよう支援策を講じること。
3. 原材料等の価格の高止まりは恒常化し、中小企業の経営を圧迫し続けている。加えて、急激な原油価格の変動により、石油関連の原材料価格や在庫量も大きな影響を受けることから、安定した価格で供給する体制を構築するなど総合的な支援対策を講じること。
4. 製菓原材料について、安定した価格で安定数量を供給する対策を講じること。また、砂糖・乳製品については、国内生産者等保護を目的とする内外価格差を調整する価格調整制度は、実質、関税の代わりになっているため撤廃すること。

#### 4. 電力の安定供給と省エネ・節電対策支援の強化

1. 電力会社が買い取る再生可能エネルギーで発電された電力量の増加にともない、電気料金に上乘せされている「再生可能エネルギー発電促進賦課金」も年々増加し、中小企業の経営を圧迫しているので、賦課金の上昇を抑える制度となるよう見直しを行うこと。  
また、賦課金の減免制度は設けられているが、制度の見直しにより適用要件が引き上げられ一段とハードルが高くなったことから、再度、減免制度を見直すこと。
2. 電気事業法で定められている高圧電力料金における契約電力の各月基本料金は、電力会社が30分毎の使用電力（デマンド値）を測定し、その月の契約電力を過去1年間で最も大きい値にする方式によって行われている。しかし、この方式では、現下の大変厳しくまた不安定な経営環境の中、中小事業者において、需要電力が少ない月でも過去1年遡った最大需要電力量相当の料金を支払うことが多大な負担となっている。そこで、基本料金の算定期間の短縮（1年→6ヶ月）又は一定期間内における最大と最低の平均電力量とする料金制度へ改定すること。
3. 中小企業は、大企業に比べ製造コストに占める電気料金の比率が高く、代替手段も乏しいため、電気料金の高止まりは、中小企業経営に大きな影響を与えている。原子力発電所の立地地域が求める防災対策等に万全を期すとともに、地元住民の理解を前提に、安全が確認された原子力発電所の再稼働を行い、電気料金の引き下げと電力の安定供給を図ること。
4. 中小企業等に対する省エネルギー設備導入支援を継続し、申請書類や手続きの簡素化に配慮し、補助率を引き上げるとともに、中小企業連携枠を設ける等拡充すること。
5. 中小企業組合が省エネルギー計画を作成し、この計画に参加する構成員企業を支援する中小企業組合向け省エネルギー補助制度を創設し、自家発電、空調、LED照明等の省エネルギー設備の導入を加速させること。

#### 5. 不当廉売及び優越的地位の濫用の防止、下請取引の適正化

1. 不当廉売及び優越的地位を濫用した不公正な取引方法に対して、国は迅速かつ的確に、実効

性のある対処を行うこと。

2. 弱い立場にある下請中小企業者が親事業者・発注事業者による優越的な地位の濫用等により不当な取引条件を強要されることがないように、業種別ガイドラインの周知徹底を図ること。また、業種別ガイドラインの対象となっていない業種についても不公平な取引が顕著な全ての業種について迅速かつ的確に対処すること。
3. 中小企業は、円安による原材料費の高騰分や消費税増税分を製品価格に転嫁することが難しい状況にあるため、下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用し、事業活動が円滑に行われる公正で対等な取引環境になるよう立入検査等を強化するとともに、必要な対策を講ずること。

## 6. 地場産業・伝統的工芸品産業の振興対策

地場産業や伝統的工芸品産業は、地域の基盤を支える重要な産業であるが、技術の伝承や後継者問題など業種・業界の存続にかかる課題を抱えている。伝統的工芸品産業において、安価な海外製品の流入や生活様式の変化などにより生産量が減少し、後継者不足が深刻化している。ものづくり基盤を支えるこれら産業の存続発展を図るため、国は抜本的な対策を講ずること。また、これら産地の連携組織である協同組合等を有効に活用し、業界の活性化と産業振興を積極的に推進すること。そのためには、各産地の協同組合等を受け皿としての業界の活性化と産業の振興を強く進めることが必要であるため、各産地の協同組合等に対する支援も併せて講ずること。

## 7. 国内産業の空洞化対策の強化

生産拠点の海外移転による国内製造業の空洞化は、地域産業の崩壊や雇用機会の喪失等大きな影響を与えている。特に中小製造業にとっては既存事業の縮小により技術・技能の維持が難しくなっているので、事業転換や新分野進出、新商品開発などの支援施策の拡充・強化を図り、厳しい国際競争下にある中小企業を後押しすること。